

指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力停止について

令和2年5月21日

八尾市地域福祉部福祉指導監査課

電話 072-924-9362 (直通)

FAX 072-922-3786

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、下記、指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力の停止6か月を行いましたのでお知らせします。

【指定の全部効力停止対象事業者】

- ・法人名 株式会社WEST
- ・代表者 正野裕久
- ・所在地 大阪府八尾市北久宝寺一丁目1番27号

【指定の全部効力停止対象事業所名称及び所在地】

- ・事業所名 楽園（パラダイス）八尾
- ・管理者 正野裕久
- ・所在地 大阪府八尾市北久宝寺一丁目1番27号
- ・サービスの種別 就労継続支援B型
- ・事業所番号 2715501041

(1) 指定の全部効力停止日

令和2年6月1日

(2) 指定の全部効力停止の理由

- ・不正請求

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号該当)

利用者のうち2名に対してサービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、不正に訓練等給付費の請求を行い、受領したため。

また、故意性、反復継続性、組織性が見られたため。

(3) 指定の全部効力停止事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、不正に受領していた訓練等給付費の返還を求める。返還の対象となるのは、平成29年4月から令和元年6月までであり、加算額を含む金額(概算)は以下のとおり。

八尾市分 3,259,011円 (訓練等給付費: 2,327,865円、加算額: 931,146円)

他市分 3,389,356円 (訓練等給付費: 2,420,969円、加算額: 968,387円)

総額 6,648,367円 (訓練等給付費: 4,748,834円、加算額: 1,899,533円)

※加算額: 給付費の40%相当額